## 議案第93号

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和2年9月3日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

渋川市小口資金融資促進条例(平成18年渋川市条例第175号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1号中「第5号」の次に「まで」を加え、「第1項に規定する風俗営業、同条」及び「、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業」を削り、「除く」の次に「。次号において「特定事業」という」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理由

群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改	正案		現 行
めるところによる。 (1) 中小企業者 中小企業信用以下「保険法」という。)第2名及び第8号に掲げるもの(第3号る。)であって、同法に規定するの適正化等に関する法律(昭和2年5月	用保険法(昭和25 条第1項第1号から 号については、中小 3特定事業(風俗営 23年法律第122 に規定する性風俗関 で「特定事業」と 余条例(平成24年 田又は同条第2号に	年法律第264号。 第5号まで、第7号 企業等協同組合に限 業等の規制及び業務 号)第2条 連特殊営業 いう。)を行うもの 渋川市条例第30号	及び第8号に掲げるもの(第3号については、中小企業等協同組合に限る。)であって、同法に規定する特定事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 <u>第1項に</u> 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。)を行うものであり、かつ、渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号